

SUNDAYWAONカード(現金でのご利用分)会員規約

第1条(会員)

会員とは、16歳以上で、本規約を承認のうえ、株式会社サンデー(以下当社という)にSUNDAYWAONカード(以下カードという)の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行)

- (1) 当社は、会員1名につき1枚のカードを発行します。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものといたします。
- (3) カードは、会員のみが利用でき、他人に譲渡、貸与したりすることはできません。
- (4) カード入会時にはカード手数料として300円(税込)を申し受けいたします。

第3条(カードの利用)

- (1) カードは当社の店舗で商品の購入・役務その他のサービスにご利用いただけます。但し、当社が特に定める商品についてはご利用できない場合があります。
- (2) サービスの提供を受ける場合、ご利用の都度必ずカードを提示していただくものとします。ご提示のない場合はサービスの対象となりません。

第4条(届出事項)

- (1) 会員が、お名前・ご住所等を変更される場合は、速やかに当社にお届け下さい。
- (2) 前(1)の変更事項についてのお届がなく当社からの送付物等が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし前項の届出を行わなかったことについてやむをえない事実があるときはこの限りではありません。
- (3) カードを紛失したり、盗難にあわれた場合には、直ちに当社にご連絡下さい。

第5条(カードの再発行)

- (1) カードが紛失・盗難・汚損・破損等により、使用不能となった場合は、当社所定の再発行手続きをさせていただきます、当社が認めた場合はカードを再発行いたします。
- (2) 旧カードに現金ポイント残がある場合はポイントを補償いたします。

第6条(お買上げポイント)

ポイントとは、現金でお支払いされた際につくポイントを指します。(以下、現金ポイントという)

- (1) 会員が当社の店舗にて商品等を購入する際、レジにてカードを提示していただければお買上げ金額に応じて当社が定める所定の現金ポイントを付与させていただきます。但し、たばこ・取付工事・ペット生体など一部現金ポイント対象外商品がございます。
- (2) 現金ポイントは、サンデー各店のみで貯まり、サンデー各店のみで使えるポイントとなります。
- (3) クレジットカード・電子マネー・お買物割引券等のご利用には現金ポイントは加算されません。現金でのお支払いのみ現金ポイント加算いたします。
- (4) ご精算の際、レジにてカードの提示がない場合には、会員は現金ポイントの特典がうけられないものといたします。
- (5) 現金ポイントおよびお買物割引券の換金はできません。
- (6) お買物割引券には釣銭を出しませんので額面以上のお買物にご利用ください。
- (7) カードの紛失、破損、磁気不良、盗難などで新しいカードを作られる場合、旧カードに現金ポイント残がある場合は旧現金ポイント分を補償いたします。
- (8) 一定期間(最終ご利用日より2年間)ご利用がない場合、蓄積された現金ポイントは全て無効となり喪失いたします。

第7条(規約の変更)

当社は本規約の一部または全部を変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を通知もしくは告知(変更の日から30日間当社の店舗内に掲示する等)し、その後に会員がカードを利用された場合には、変更等を承認されたものとします。

電子マネー WAON についての規約はこちら

<https://www.waon.net/stipulation/49000/>



または

WAON 検索